

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました

神奈川県では、震災等により家屋が被災し、居住が困難となった方に対して、応急仮設住宅を供給することとしています。

応急仮設住宅の建設については、現在、社団法人プレハブ建築協会など2団体と協定を締結していますが、このたび、さらに木造による応急仮設住宅の供給体制を整えて、震災等への備えを強化していくため、一般社団法人全国木造建設事業協会と、木造応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

- 1 協定名
「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」
- 2 協定締結先
一般社団法人全国木造建設事業協会(青木 宏之 理事長)
- 3 協定締結日
平成25年9月5日(木)

【協定の概要】

県が災害時に木造応急仮設住宅を建設するに当たり、一般社団法人全国木造建設事業協会が行う協力や手続き等に関することを定める。

- ・県の要請に同協会は可能な限り協力すること。
- ・県及び同協会の連絡窓口を明確化すること。
- ・同協会は住宅建設に関して生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回、県に報告すること。

【一般社団法人全国木造建設事業協会の概要】

設 立 平成23年9月1日

所在地 東京都中央区八丁堀三丁目4番10号

正会員

- ・一般社団法人工務店サポートセンター(J.B.N.)：会員数約2,500社
- ・全国建設労働組合総連合(全建総連)：組合員数約61万人

協定を締結している都道府県(8月31日現在)

1都12県(秋田、埼玉、東京、長野、岐阜、静岡、愛知、広島、香川、徳島、愛媛、高知、宮崎)

《参考》これまでの応急仮設住宅の建設に係る協定締結状況

平成17年4月1日締結 社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人神奈川県建設業協会

問い合わせ先

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

課 長 庄司 045-210-6531

住宅企画グループ 大河原 045-210-6539